

「結構です。」

広島県・呉市立吉浦中学校 1年 渡辺 紗優袈

「さっちゃん、荷物が届いとるよ。」

「何これ？ こんな物頼んだ覚えがないのに。」

これは、私の母が入社して間もないころの話だ。ある日、母の勤める会社に一本の電話がかかってきた。

「あなたは選ばれた人です。行政書士の資格がとれます。来年から制度が変わるので、これが最後のチャンスです。」

この時母は「選ばれた」という言葉と「最後のチャンス」という言葉に少し心がゆらいだらしい。しかし、

「結構です。」

と断った。

数日後、断ったはずの教材が送られてきた、25万円の請求書と一緒に。母と祖母は、びっくりすると同時に怖くなった。すぐに消費者センターに相談に行き、解約の意思を示した内容証明書と一緒に教材を送り返し、難をのがれた。その時母は、「断ったはずの教材がなぜ送られてきたのだろうか？」と考えた。そして断った言葉「結構です。」は、YesかNoかはっきりしない、どちらともとれる言い方であるということを知った。それ以降母は、電話勧誘には、はっきり断り、甘い誘いには、疑ってかかるようになっていった。

先日、我が家にこんな出来事があった。私の羽毛布団のカバーをはずすと、羽毛が飛び散った。よく見ると、布団の生地がところどころ破れていた。10年も前の物だから仕方がないか。打ち直しか、買い替えるか、どうしたものかと困っているところへ、

「〇〇商会の△△です。10年たった羽毛布団の生地が破れて、羽毛が出るという事例が報告されています。お宅の布団はどうですか？ 今なら無料で直します。」という電話がかかってきたのだ。「よかったあ～直してもらえる。」と母と私は喜んだ。

「その布団は三越で購入した物ですか？ それともそごうでしたっけ？」

と、何の疑いもなく聞いたところ、

「……うーん……。」

と、あいまいな返事が返ってきた。「もしかして……まさか……。」という考え

が頭をよぎり、

「少し考えさせて下さい。」

と言うと、

「瀬戸見を回っているのは今日だけなので、今じゃないとダメなんですけど……。」

「絶対おかしい！」私と母は確信し、断った。それにしても、羽毛布団が破れて困っている私の家を監視していたかのように、グッドタイミングで電話がかかってきたのは、すごく怖かった。もしあのまま無料という言葉にひっかかっていたらどうなっていたのだろう。「10年前の羽毛布団を無料で直す」という行為はおかしい。それに「今だけ」というのはもっとおかしい。結局、これが悪質商法なのかははっきりしていないが、あやしい事にはちがいない。

今朝の新聞にも「社保庁を名乗る保険料還付金詐欺で広島72歳一人暮らしの女性が350万円の被害にあった」という記事がのっていた。私はこの記事を読んで「ひどい!! わざとすぐにひっかかりそうなお年寄りを選んで多額のお金をだまし取るなんて……。」

と思った。私の祖母もひっかかりそうで不安になった。孫を名乗った振り込め詐欺とかもよく聞くが気をつけてほしいなあと思う。

悪質商法の被害にあわないための我が家の対策。それは、

- ①自分に都合のいいことでも、すぐに返事をせず、必ず家族に相談する。
- ②電話勧誘には、相手の上手な口車に乗せられてしまう前に、さっさと切る。
- ③今だけ、今すぐとあせらせるのはおかしいと疑う。
- ④「結構です。」「いいです。」などのあいまいな返事はしない。
- ⑤うまい話には裏がある、ということわざがあるが、100%信じず、少しは疑ってみる。
- ⑥甘い話にもわながあることを知る。
- ⑦無料という言葉にひっかからない。

と、いうことだ。

私の家には、いろいろな電話勧誘、ハガキやメールでの架空請求など、次から次へと悪質商法という悪魔がおそってきた。これからも手をかえ、品をかえおそってくるだろう。でも、私は負けない。①～⑦のことをこれからも心がけて生きてゆこうと思う。そして、いつか悪質商法のない平和な未来が築けたらいいなと思うのだ。